

(陳受 7 第 1 号)	
支援措置制度の運用に改善を求める陳情	
受理年月日	令和 7 年 5 月 27 日
陳 情 者	西久保
陳 情 の 要 旨	
武蔵野市市民課は住民基本台帳事務における支援措置制度を運用しています。この支援措置制度は、「配偶者からの暴力（ＤＶ）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できる」となっています。しかし武蔵野市では、事実と異なる申請をしても、受理される仕組みになっています。 武蔵野市では申請時の条件確認は、申請者が主張した情報のみ利用することから、事実と異なる申請をしても支援措置を受けることが可能です。また申請には第三者機関の相談記録が必要ですが、これは暴力認定するものではなく簡単に発行できます。よって単独親権制度の日本で親権独占を目的として子どもを連れ去る人が、悪用している現状があります。 事実と異なる申請をされた者は、子どもの居場所が分からず訴状送達場所が不明なため、裁判所の面会交流調停や損害賠償請求訴訟を提起できず、また保険証や税扶養の様々な手続きができず、さらに世間からは加害者と誤解されます。 事実と異なる申請をされた者が市に事実を立証しても、武蔵野市市民課は「事実と異なる申請があることは認める」と主張しつつ、一方で「申請者以外からの情報は一切判断材料にしない」と主張しています。 事実と異なる主張を受け調査し支援措置制度を取り消す事例は、隣の小金井市、三鷹市、立川市でもあることを確認しています。また福岡県では申請事実が問われ、福岡高裁令和 6 年 11 月 22 日判決と最高裁令和 7 年 5 月 9 日にて、支援措置制度が取り消されています。本当の被害者を守り、一方で事実とは異なる申請から被害を負う者も守る自治体に改善したく、下記を武蔵野市に陳情します。 記 支援措置制度の申請内容に疑義が生じた場合、市民課は双方の主張やデータを基にその情報の真偽と支援措置制度対象に該当するか否かを調査すること。	